2　弁済方法

本協定における弁済は、本件協定債権者の指定する口座に振込む方法、又は、特別清算株式会社が本件協定債権者に対して有する預金債権を自働債権とする相殺により実施する。振込手数料は本件協定債権者の負担とする。

3　弁済における端数の切捨て

弁済金の額の計算にあたっては、１円未満の端数を切り捨てる。

第２　本件協定債権

1　元本に対する弁済

特別清算株式会社は、本件協定債権の元本については、協定認可確定日又は特別清算株式会社の全資産の換価が完了した日のいずれか遅い日から１ヶ月以内に、当該時点において、特別清算株式会社が保有する現預金から未払いの後記第３に定める共益的債権及び優先債権の全額を控除した残額を各本件協定債権の元本額により按分した金額を弁済する。

2　元本の放棄

本件協定債権者は、特別清算株式会社から前項の金員の弁済を受けたときは、各本件協定債権の元本額から各弁済額を控除した残額につき、その債権を放棄する。

3　利息・遅延損害金の放棄

本件協定債権者は、本件協定債権のうち利息及び遅延損害金については、特別清算開始決定の前後のいずれに発生したかを問わず、協定認可確定日に、全て放棄する。

4　新たな財産が発見された場合の取扱い

本協定に基づく弁済後、特別清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、特別清算株式会社は、速やかにこれを換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、本件協定債権者の有する各本件協定債権の元本額の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が本協定第２の２に基いて行った債権の放棄は、新たに行われた弁済額の限度で効力を失う。

第３　共益的債権及び優先債権

特別清算手続その他清算業務を遂行するために必要な費用等の共益的な債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権及び裁判所から支払いの許可を受けた債権は、随時全額を弁済する。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第８部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第１号

大阪市西区江戸堀３丁目１番31号、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区江戸堀２丁目７番15号

再生債務者　大倉ケミテック株式会社

1　決議に付する再生計画案　平成26年５月29日付け再生債務者提出の再生計画案

2　債権者集会

⑴　期日　平成26年８月18日午後２時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

3　議決権不統一行使の通知期限　平成26年８月４日

平成26年６月16日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再）第２号

兵庫県尼崎市次屋４丁目４番20号

再生債務者　神崎工機株式会社

1　決議に付する再生計画案　平成26年４月17日付け再生債務者提出の再生計画案

2　債権者集会

⑴　期日　平成26年８月６日午後１時30分

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

3　議決権不統一行使の通知期限　平成26年７月30日

平成26年６月９日

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

再生手続終結

平成２５年（再）第２号

滋賀県野洲市市三宅2030番地

再生債務者　株式会社エコロサービス・クロダ（旧商号エコニス株式会社）

1　主文　本件再生手続を終結する。

2　理由の要旨

⑴　監督委員が選任されている。

⑵　再生計画が遂行された。

平成26年６月13日　　大津地方裁判所民事部

再生手続廃止

平成２５年（再）第２号

富山市五福4548番地

再生債務者　株式会社金谷工務店

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成26年６月13日　　富山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第５号

長野市稲里町中央３丁目38番９号

再生債務者　木田　晃博

1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年７月３日まで

4　一般異議申述期間　平成26年７月17日から平成26年７月24日まで

長野地方裁判所民事部再生係

平成２６年（再イ）第１号

長野県上田市中央２丁目５番７号　サーパス上田中央1403号

再生債務者　小倉　一惠

1　決定年月日時　平成26年６月２日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年７月４日まで

4　一般異議申述期間　平成26年７月７日から平成26年７月14日まで

長野地方裁判所上田支部

平成２６年（再イ）第６号

長野県上田市蒼久保1538番地８

再生債務者　中尾　清二

1　決定年月日時　平成26年６月16日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年７月７日まで

4　一般異議申述期間　平成26年７月22日から平成26年７月28日まで

長野地方裁判所上田支部

平成２６年（再イ）第１３号

埼玉県八潮市八潮８丁目22番地22

再生債務者　坂本　昇士

1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年７月８日まで

4　一般異議申述期間　平成26年７月22日から平成26年７月29日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２６年（再イ）第１８号

埼玉県越谷市大字平方3097番地３

再生債務者　大河原　功

1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年７月８日まで

4　一般異議申述期間　平成26年７月22日から平成26年７月29日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２６年（再イ）第１３号

千葉県木更津市吾妻地先　吾妻宿舎２棟201号

再生債務者　中島　敏幸

1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年７月８日まで

4　一般異議申述期間　平成26年７月22日から平成26年８月５日まで

千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（再イ）第２４号

相模原市緑区原宿５丁目26番24号

再生債務者　坂下　善彦

1　決定年月日時　平成26年６月17日午前11時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年７月８日まで

4　一般異議申述期間　平成26年７月22日から平成26年７月29日まで

横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（再イ）第６４号

愛知県常滑市飛香台２丁目８番７号　ハーモニーランド101、住民票上の住所愛知県常滑市字社辺16番地の24

再生債務者　田中　千珠

1　決定年月日時　平成26年６月17日午後３時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年７月８日まで

4　一般異議申述期間　平成26年７月15日から平成26年７月22日まで

名古屋地方裁判所民事第２部